

県民の皆さまへ

新型コロナウイルスへの感染が拡大する中、感染への不安から不当な差別や感染した方への誹謗・中傷が国内や県内でも報告されています。

(実際に報告のあった事例)

- ・感染が確認された学校の児童・生徒に対する心無い差別的言動
- ・回復者への差別や回復者に責任はない不当な要求
- ・まん延防止等重点措置の適用地域との往来を理由とする差別
- ・クラスターが発生した施設関係者に対する暴言
- ・県外に住む家族が帰省したことに対する非難
- ・感染症が終息した医療機関への受診履歴を理由とした排除行為
- ・医師が不要と判断したにも関わらず、勤務先がPCR検査の実施を要求
- ・感染を恐れた過剰な入店制限
- ・県外ナンバーの車に乗っているというだけで忌避・排除
- ・感染した人や家族、その施設や周辺地域への誹謗・中傷
- ・PCR検査で陰性にも関わらず、その子どもの保育園登園拒否
- ・医療従事者や若年層をウイルス菌保有者と断定して差別

感染症の収束が見通せない中、感染への不安とともに感染した時の周囲の反応を不安に感じている方も多いのではないのでしょうか。誰もがウイルスには感染したくありませんが、誰にでも感染は起こりうることです。私たちが闘わなければならないのは、人ではなくウイルスです。

新型コロナウイルス感染症に関連した誤った情報や不確かな情報に基づく不当な差別、いじめ等の人権侵害はあってはなりません。

企業におかれましては、従業員への感染予防の呼びかけと合わせて、感染症に関連する差別や誹謗・中傷を行わないよう周知していただくようお願いします。

県民の皆さまには、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、公的機関が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関連する 偏見や差別をなくしましょう

～ お互いを思いやる気持ちを大切に！ ～

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大する中、感染への不安から感染した方や感染症に関わる方、また、それらの関係者の方などへの誹謗・中傷、差別的な取扱いといった行為が報告されています。

感染症の収束が見通せない中、私たちは目に見えないウイルスに対し、強い不安やおそれを感じ、感染症に関わる方たちを過剰に避けようとして、差別的な行動をとってしまう場合があります。

このような行動は、感染が疑われる方に受診をためらわせ、結果的に感染が拡大するという負の連鎖を引き起こしてしまう可能性があります。

いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、誹謗・中傷、いじめ等は人権を侵害するものであり、決して許されません。

誰もがウイルスに感染したくはありませんが、誰にでも感染は起こりうることです。あなたやあなたの大切な人も感染するかもしれません。

もし感染したら、あなたならどのように接してほしいと思うでしょうか。

感染拡大を防ぐためには、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策と同じように、誹謗・中傷や差別的な取扱いの感染を防ぐことが大切です。

県民の皆さまには、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、公的機関が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した冷静で適切な行動をお願いします。一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持ちましょう。

～ 人権に関する相談はこちら ～

大分県

人権尊重・部落差別解消推進課

TEL:097-506-3181 【新型コロナ人権相談専用ダイヤル】
(平日 8:30～17:15)

E-mail: a13710@pref.oita.lg.jp

※E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで、多少日数を要する場合があります。



法務省

○みんなの人権110番

TEL: 0570-003-110 (平日 8:30～17:15)

○インターネット相談

URL: <https://www.jinken.go.jp/>

○法務省人権相談ホームページ

URL: http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

